

熊谷市議会政務活動費の交付に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第100条第14項から第16項までの規定に基づき、熊谷市議会議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として、議会における会派及び議員に対し政務活動費を交付することに関し必要な事項を定めるものとする。

(交付対象)

第2条 政務活動費は、熊谷市議会における会派(2人以上の議員により結成され、別に定めるところにより議長に届出をしたものをいう。以下「会派」という。)及び議員の職にある者に対して交付する。

一部改正〔令和5年条例41号〕

(交付の方法)

第3条 政務活動費は、毎年度一括して当該年度分を交付する。

2 政務活動費は、4月30日までに交付する。ただし、年度の途中において交付する場合は、この限りでない。

(会派に対して交付する政務活動費)

第4条 会派に対する政務活動費は、4月1日(以下「基準日」という。)における当該会派の所属議員の数に19万円を乗じて得た額を交付する。

2 議員の任期が満了する年度において基準日に結成されている会派に対しては、政務活動費を交付しない。ただし、任期が満了する日の翌日の属する月の末日に結成されている会派に対しては、前項の規定により算定した額をその翌月の末日までに交付する。

3 年度の途中において新たに結成された会派に対しては、結成された日の属する月の翌月分(その日が月の初日に当たる場合は、当月分)から月割をもって算定された政務活動費を交付する。

4 基準日において議員の辞職、失職、除名若しくは死亡又は所属会派からの脱会があった場合は、当該議員は第1項の所属議員に含まないものとし、基準日において議会の解散があった場合は、当月分の政務活動費は交付しない。

5 政務活動費の交付を受けた会派が年度の途中において所属議員数に異動が生じた場合は、当該異動が生じた日の属する月の翌月分(その日が月の初日に当たる場合は、当月分)以降の政務活動費を月割により調整する。この場合において、既に交付した政務活動費の額について、当該異動が生じた日後の議員数に基づいて算定した政務活動費の額(以下この項において「異動後の額」という。)を下回るときは当該下回る額を追加して交付し、異動後の額を上回るときは当該上回る額を返還しなければならない。

6 前各項の規定により計算した額に100円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

一部改正〔平成27年条例21号・令和8年15号〕

(議員に対して交付する政務活動費)

第5条 議員に対する政務活動費は、各月1日に議員の職にある者に対して、月額1万5,000円を交付する。

2 議員の任期が満了する年度において基準日に議員の職にある者に対しては、政務活動費を交付しない。ただし、任期が満了する日の翌日に引き続き議員となった者に対しては、前項に規定する額の12月分を議員となった日の属する月の翌月の末日(次項において「交付期限」という。)までに交付する。

3 年度の途中において新たに議員となった者(前項ただし書に規定する者を除く。)に対しては、第1項に規定する額に議員となった日の属する月の翌月(議員となった日が月の初日の場合には、当月)から当該年度が終了する月までの月数を乗じて得た額を交付期限までに交付する。

4 政務活動費の交付を受けた議員が、年度の途中において議員の辞職、失職、除名若しくは死亡又は議会の解散により議員でなくなったときは、議員でなくなった日の属する月の翌月分(議員でなくなった日が月の初日の場合には、当月分)以後の政務活動費を返還しなければならない。

一部改正〔令和8年条例15号〕

(政務活動費を充てることができる経費の範囲)

第6条 政務活動費は、会派及び議員が行う調査研究、研修、住民相談、要請、陳情、各種会議への参加等市政の課題及び市民の意思を把握し、市政に反映させる活動その他の住民福祉の増進を図るために必要な活動(次項において「政務活動」という。)に要する経費に対して交付する。

2 政務活動費は、会派にあつては別表第1に、議員にあつては別表第2に定める政務活動に要する経費に充てることができるものとする。

(経理責任者)

第7条 会派は、政務活動費に関する経理責任者を置かなければならない。

(収支報告書の提出)

第8条 政務活動費の交付を受けた会派の経理責任者及び議員は、議長が別に定める様式により、領収書又はこれに準ずる書類を添付して政務活動費に係る収入及び支出の報告書(以下「収支報告書」という。)を作成し、年度終了後、4月30日までに議長に提出しなければならない。

2 政務活動費の交付を受けた会派が解散し、又は政務活動費の交付を受けた議員が議員でなくなったときは、前項の規定にかかわらず、当該会派の経理責任者であった者又は議員であった者は、解散の日又は議員でなくなった日から起算して30日以内に収支報告書を提出しなければならない。

(政務活動費の返還)

第9条 政務活動費の交付を受けた会派及び議員は、次項に規定する場合のほか、その年度が終了したとき(年度の途中において議員が議員でなくなったときは、議員でなくなったとき)に、交付を受けた政務活動費の総額から、第6条に規定する経費の範囲に基づいて支出した総額を控除して残余がある場合には、当該残余の額の政務活動費を返還しなければならない。

2 政務活動費の交付を受けた会派が年度の途中において解散した場合は、解散した日の属する月の翌月分(その日が月の初日に当たる場合は、当月分)以降の政務活動費について、月割をもって算定された額を返還しなければならない。

一部改正〔令和8年条例15号〕

(収支報告書の保存)

第10条 議長は、第8条の規定により提出された収支報告書を提出期限の日から起算して10年を経過する日まで保存しなければならない。

(透明性の確保)

第11条 議長は、第8条の規定により提出された収支報告書について必要に応じて調査を行う等、政務活動費の適正な運用を期するとともに、使途の透明性の確保に努めるものとする。

(委任)

第12条 この条例に定めるもののほか、政務活動費の交付に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成25年3月1日から施行する。

(熊谷市議会政務調査費の交付に関する条例の廃止)

2 熊谷市議会政務調査費の交付に関する条例(平成17年条例第5号)は、廃止する。

(経過措置)

3 この条例の規定は、この条例の施行の日以後に交付される政務活動費について適用し、同日前に前項の規定による廃止前の熊谷市議会政務調査費の交付に関する条例の規定により交付された政務調査費については、なお従前の例による。

附 則 (平成27年3月23日条例第21号)

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

附 則(令和5年12月20日条例第41号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(令和8年3月23日条例第15号)

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

別表第1(第6条関係)

項目	内容
研修費	1 会派が行う視察又は研修会に要する経費、他団体等が開催する研修会への参加に要する経費 2 会派が行う先進地調査又は現地調査に要する経費
要請・陳情活動費	会派が行う要請・陳情活動、住民相談等の活動に要する経費
会議費	1 他団体等が開催する意見交換会等各種会議への会派としての参加に要する経費 2 会派が地域住民の市政に関する要望・意見を吸収するための会議を開催するために要する経費
資料作成費	会派が行う活動に必要な資料の作成に要する経費
資料購入費	会派が行う活動に必要な図書、資料等の購入に要する経費
事務費	会派が行う活動のため必要な事務用品等の購入に要する経費
通信費	会派が行う活動のため必要な通信等に要する経費
備品費	会派が行う活動のため必要な備品等の購入及びリースに要する経費

別表第2(第6条関係)

項目	内容
研修費	1 議員が行う視察又は研修会に要する経費、他団体等が開催する研修会への参加に要する経費 2 議員が行う先進地調査又は現地調査に要する経費
要請・陳情活動費	議員が行う要請・陳情活動、住民相談等の活動に要する経費
会議費	1 他団体等が開催する意見交換会等各種会議への参加に要する経費 2 議員が地域住民の市政に関する要望・意見を吸収するための会議を開催するために要する経費
資料作成費	議員が行う活動に必要な資料の作成に要する経費
資料購入費	議員が行う活動に必要な図書、資料等の購入に要する経費
事務費	議員が行う活動のため必要な事務用品等の購入に要する経費
通信費	議員が行う活動のため必要な通信等に要する経費
備品費	議員が行う活動のため必要な備品等の購入及びリースに要する経費